

# 裁 決 書

大和市

審査請求人

同代理人弁護士

処 分 庁 大和市長

審査請求人が令和３年１０月１４日に提起した、処分庁による障害者福祉手当受給資格喪失処分に係る審査請求（令和３年（審）第２号 障害者福祉手当受給資格喪失処分取消請求事件）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を却下する。

## 事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成２５年５月から令和３年４月まで、大和市障害者福祉手当に関する条例（昭和４１年大和市条例第２５号。以下「条例」という。）第２条第３号に該当すること（障害等級２級）により、条例に基づく障害者福祉手当（以下「手当」という。）の受給資格を得ていた。
- 2 審査請求人が、令和３年４月３０日をもって有効期間が満了する精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の更新を同月１５日付けで処分庁に申請し、神奈川県精神保健福祉センターによる障害等級の判定に基づき、同等級は２級から３級へと変更された。
- 3 処分庁は、同年６月２１日、障がい福祉課窓口において、審査請求人に更新後の手帳を交付した。
- 4 条例第２条第３号の該当要件は、「手帳を交付された者であって、障害等級が１級又は２級であるもの」であり、３級は非該当となることから、審査請求人は、同日に「障害者福祉手当受給資格喪失届」を処分庁に提出した。
- 5 処分庁は、前項の届出を受け、審査請求人に係る手当の資格喪失を決定し（以下「本件処分」という。）、同年７月１５日付けで「障害者福祉手当資格喪失通知書」により通

知した。

- 6 審査請求人は、同年10月14日、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

#### 審査関係人の主張の要旨

審査請求人の主張は、「処分理由を『障害程度非該当』とした本件処分は、その基準時とされた令和3年4月30日の前後において、健康状態、生活状況及び財産状態について好転した事情はなく、むしろ健康状態は悪化していたという審査請求人の事情を考慮しておらず、条例第2条の規定に違反した違法な処分である。」というものである。

#### 理 由

審査庁が、本件審査請求の適法性について審査した結果、次のとおり認められる。

- （1）本件処分には、その取消しを求める法律上の利益がないこと

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求ができる者は、その処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限られ、その利益を有するというためには、対象となる処分が取り消された場合に、現実に法律上の利益が回復される状態にあることが必要である。ここで、一定の要件に該当した場合になされる許認可等において、当該要件を喪失した旨の届出がなされたときにその許認可等を取り消すことが、あらかじめ法令上規定されている場合には、その取消処分の当否を争う余地はないから、届出人たる被処分者において、審査請求により回復すべき法律上の利益は存しないというべきである。

これを本件についてみるに、まず審査請求人の手当の受給資格は、条例第5条の規定により、審査請求人の申請に基づき、処分庁が条例第2条第3号に該当すること（障害等級2級の手帳の交付を受けていることによる。）を確認した上でなした支給決定により付与されたものである。大和市障害者福祉手当に関する条例施行規則（昭和48年大和市規則第17号）第7条第1項は、「対象者は、条例第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたとき又は受給資格を喪失したときは、速やかに障害者福祉手当受給資格変更（喪失）届を市長に提出しなければならない。」と規定しており、許認可等の要件を喪失した旨を自ら届け出た場合に、何ら処分庁の裁量的判断を要せず取消処分を行う制度的建前であることは明白である。本件処分は、上記の規定に沿って、手帳の更新を機に障害等級が2級から3級に変更されたことに伴い、審査請求人自身からの「障害の程度が対象者の要件に該当しないこととなったために受給資格を喪失した」旨の「障害者福祉手当受給資格喪失届」を受けてなされており、これに該当する。

なお、審査請求人は、「健康状態、生活状況及び財産状態について好転した事情はない」などと主張するが、条例第2条は、手当の支給対象者を、精神障害者につ

いては同条第3号でその障害等級が1級又は2級であるものに限定しており、同条第4号の「前3号に規定する者と同程度以上の者と市長が認めたもの」についても、同条第1号から第3号までの障害の程度と実質的に同程度以上と認められる者が対象外となることのないよう特に設けられたものであって、同条第1号から第3号までの障害の程度に満たない者を、処分庁の裁量如何で手当の対象とすることを認める趣旨ではない。審査請求人は、現に障害等級が3級と認定され受給資格を喪失したのであって、その他の事情に基づき手当の受給資格が認められる余地はないから、当該主張はそれ自体失当というべきである

そうであれば、条例及び同規則の趣旨からすると、審査請求人の受給資格は、実質的に手帳の障害等級が3級と認定された事実をもって喪失したものと認めるのが相当である。すなわち、本件処分は当該資格喪失の事実を確認したものに過ぎず、審査請求人は、そもそも回復されるべき法律上の権利を有していないから、本件処分の取消しを求める法律上の利益を有しないというべきである。

## (2) 教示について

処分庁は、審査請求人に対し、令和3年7月15日付け「障害者福祉手当資格喪失通知書」において、本件処分について不服がある者は、大和市長に対して審査請求をすることができ、及び大和市を被告として取消しの訴えを提起することができる旨並びにそれらの期間を教示している。

しかしながら、上記のとおり、本件処分にはその取消しを求める法律上の利益が存しないから、本来教示は不必要であったというべきである。ただし、この点については今後の事務において改善すべき事項であるものの、当該誤った教示によって、審査請求の利益が認められることはないから、本件審査請求が不適法であるとの判断に影響を及ぼすものではない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であって補正することができないことが明らかであるから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年12月2日

審査庁 大和市長 大 木 哲

## (教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であ

ることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。